

諸外国の郵便制度について

平成28年9月

諸外国の郵政事業のユニバーサルサービス

第1回WG資料の抜粋

1

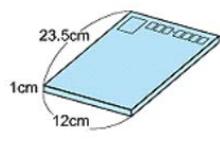
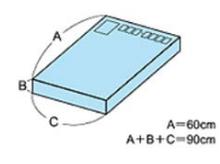
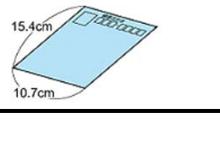
	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
人口・面積	人口:約3.21億人 面積:約983.3万km ²	人口:約6400万人 面積:約24.4万km ²	人口:約8100万人 面積:約35.7万km ²	人口:約6300万人 面積:約55.2万km ²	人口:約6200万人 面積:約30.1万km ²	人口:約1.27億人 面積:約37.8万km ²
提供主体	米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール・グループ	ドイツポスト	ラ・ポスト	ポステ・イタリアーネ	日本郵便
(経営形態)	国営独立機関	株式会社	株式会社	政府全株保有の株式会社	株式会社	株式会社
郵便局数 (2015年度)	約36,000局 (委託局等含む)	約12,000局 (委託局等含む)	約28,000局 (委託局等)	約17,000局 (委託局等含む)	約13,000局 (委託局等含む)	約24,000局 (簡易局含む)
郵便収入 (2015年度)	約688億ドル (約8.4兆円)	約77億ポンド [*] (約1.4兆円)	約161億ユーロ (約2.1兆円)	約115億ユーロ (約1.5兆円)	約39億ユーロ (約0.5兆円)	約1兆8127億円
取扱物数 (2015年度)	約1542億通個 (うち書状等約1424億通)	約167億通個 (うち書状等約156億通)	約204億通個 (うち書状等約193億通)	約223億通個 (うち書状等約220億通)	約40億通個 (うち書状等約39億通)	約221億通個 (うち郵便物約180億通)
貯金	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
生命保険	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
ユニバーサルサービスの範囲	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便、簡易な貯蓄等、簡易な生命保険
郵便のユニバーサルサービスの範囲	USPSが提供しているサービス ※法令上、具体的な業務内容は特定されていない	・20kg以下の郵便物 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状(書留・保険付・代金引換を含む) ・20kg以下の宛名付小包	・2kg以下の書状 ・2kg以下の新聞等 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 ・20kg以下の普通小包 ・書留・保険付	・4kg以下の郵便物 ・書留、内容証明等
水準に関する規定	あり	あり	あり	あり	あり	あり(郵便)
郵便サービス及び郵便局ネットワークの維持の方策	—	・郵便局ネットワークの維持等のために補助金を交付 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの付加価値税(VAT)免除	・ユニバーサルサービスの十分な又は適切な提供のために基金を設置 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの一部の付加価値税(VAT)免除	・地方部の郵便局の維持のために基金を設置 ・郵便局設置、割引サービス提供(出版物)のために補助金を交付 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの付加価値税(VAT)免除	・ユニバーサルサービス維持のために基金を設置 ・①ユニバーサルサービスの確保、②割引サービスの提供(選挙候補者向け)のために補助金を交付 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの付加価値税(VAT)免除	—

※英国の郵便収入は、ロイヤルメールとParcelforce Worldwideとの合算数値。

※為替レートは各年度の12月平均レートを使用。

※貯金、生命保険の行には提供の有無を○/×で表示。提供有り(○)の場合、括弧内に、提供するのが郵便事業体の関連会社(○)かそれ以外の会社(×)かを記載。

諸外国の郵便制度比較①(第一種及び第二種郵便物)※1

	重さ(グラム)	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア		
			ファースト クラスメール	レターメール	セカンド クラスメール	レトル・ヴェルト	レターメール	ポスタ④		
第一種郵便物	20		書状 29.2 × 15.6 × 0.6	標準 24.5 × 15.6 × 0.5 15.8 × 15.8 × 0.5 葉書を含む	書状 24.0 × 16.5 × 0.5 葉書を含む	書状 三辺100以下 長さ60未満 厚み3以下 葉書を含む	定型 23.5 × 12.5 × 0.5			
	25						定型外(小) 23.5 × 12.0 × 0.5 葉書を含む			
	50						定型外(中) 35.3 × 25.0 × 2.0			
	99 (3.5オンス)		大型書状 38.1 × 30.5 × 1.9	その他 27.0 × 38.0 × 2.0	大型書状 35.3 × 25.0 × 2.5	葉書を含む	定型外(大) 35.3 × 25.0 × 5.0	中型書状 35.3 × 25.0 × 2.5	大型書状 35.3 × 25.0 × 5.0	
	100						定型外(大) 35.3 × 25.0 × 5.0			
	368 (13オンス)				小型小包 45.0 × 35.0 × 16.0	(3,000gまで提供)				
	500				中型小包 61.0 × 46.0 × 46.0					
	750									
	1,000									
	2,000									
	3,000									
4,000										
20,000										
料金規制	事前届出	政府規制機関による承認	政府による承認(※2)	政府規制機関・消費者保護機関への通知(※3)	政府規制機関への通知(※4)	政府規制機関による承認	政府規制機関への通知	政府規制機関への通知		
第二種郵便物	6		葉書 15.2 × 10.8 × 0.04	— (書状に含まれる。)	— (書状に含まれる。)	— (書状に含まれる。)	葉書 23.5 × 12.5 (※5)			
	(規定なし)									
料金規制	事前届出	政府規制機関による承認	—	—	—	政府規制機関による承認	—	—		

※1 太枠がユニバーサルサービスの範囲

(注)ユニバーサルサービスの範囲

アメリカ:USPSの提供するサービス。

カナダ:正式には決まっていないが、カナダポストサービス憲章において週5日、書状と小包の収集・配達を行うことを規定している。

※2 30g以下の標準書状、葉書が規制対象。

※3 書状全て、大型書状全て、2kgまでの中型小包が規制対象。

※4 2kgまでのものが規制対象。

※5 ドイツについては、紙の坪量が150g/m²~500g/m²とされている。

諸外国の郵便制度比較②(第三種郵便物)

		日本	アメリカ ピリオディカル パブリケーションズ	カナダ パブリケーションズ メール	イギリス パブリッシング メール	フランス Presse Poste	ドイツ Postvertriebsstück	イタリア PRODOTTI EDITORIALI
第三種郵便物	法律	<ul style="list-style-type: none"> 毎年1回以上の省令で定める回数以上、号を追って定期的に発行 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないもの 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売 	<ul style="list-style-type: none"> NPOや高等教育機関が発行する法律や公共政策に関するレポート等 	— (法令等による定めなし)	— (法令等による定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> 教育、情報等の普及に関する一般的な関心にこたえるもの 宛先が決まっているもの 4か月以上の間隔をあげずに四半期に1度発刊 広告が全体の2/3以下であること 	— (法令等による定めなし)	—
	政省令等	<ul style="list-style-type: none"> 省令で定める回数は毎年4回 	—			<ul style="list-style-type: none"> 4か月以上の間隔をあげずに四半期に1度発刊されている 		<ul style="list-style-type: none"> 出版社、NPOによる社会的、文化的な定期刊行物に対するサービス 出版社の出版物の読者を増やすためのプロモーションサービス NPOが活動資金を得るためのプロモーションサービス 出版物の代金を購入者が自宅で支払うことを可能にするサービス 購読者に複数の出版物を一括して送るためのサービス 本を送るためのサービス その他のサービス
	約款等	<ul style="list-style-type: none"> 全体の印刷部分に占める広告の割合が100分の50以下 1回の発行部数が500部以上 (低料第三種郵便物) <ul style="list-style-type: none"> 毎月3回以上発行する新聞紙1部等で発行人／売りさばき人が差し出すもの 心身障害者団体が発行する定期刊行物で発行人が差し出すもの(毎月3回以上発行する新聞紙／その他のもの) 	発行部数が10,000部を下回らないもの	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上の発行を行う定期的な出版物 会員、特別な利害関係組織や団体に対するお知らせや情報を含むもの 	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上発行 少なくとも1/6が論説に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育、情報等の普及に関する一般的な関心にこたえるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期に1度以上定期的に出版 出版物に占める通常の報道(出版物の内容が客観的、中立的に報道され、意見の多様性に富んでいること等)の割合が30%以上であること 	—
	料金規制	認可	割引額が法定	なし (料金は自社で設定)	なし (料金は自社で設定)	政府による承認	なし (料金は自社で設定)	政令により最大割引額を規定(割引額の範囲内であれば政府規制機関への通知は不要)

※太枠が法定のサービス

※国名の下は定期刊行物の割引サービスの名称

※法律上の根拠

アメリカ: 合衆国法典第39編第36章第26条

フランス: 郵便・電気通信法典「一般政令(D)」第1部第4章第4節(Article D18-D28)

イタリア: 政令Decreto interministeriale 21 ottobre 2010

諸外国の郵便制度比較③(第四種郵便物)

		日本	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
法律	点字等	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用点字のみを掲げたもの 盲人用の録音物又は点字用紙で、総務省令で定める基準に適合する施設から差し出し／宛てるもの 長さ60cm・三辺計90cm以内 重さは3kg以下 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者又は、合衆国法典において定められた基準で通常の印刷物を読むことができないと認定されている人が利用する送付物 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者のための手紙、本、テープやこれに類似するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者や弱視の人が利用するユニバーサルサービスに指定されている郵便物、サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 障害を持つ人が利用するユニバーサルサービスに指定されている郵便物、サービス 	- (自社サービス)	-
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 学校等と受講者間の通信教育 植物種子、苗、苗木、茎、根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの 学術団体が継続して年1回以上発行する学術刊行物 重さは1kg以下 	(日本の左記に該当するサービスはない)					
政省令等	点字等	<ul style="list-style-type: none"> 録音物・点字用紙の発受を継続的に行っている施設 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者や身体障害者が筆記するための特別な点字タイプライター等 	<ul style="list-style-type: none"> 点字または類似品 一辺が1m以内かつ合計2m以内(国内) 重さは7kg以内 	<ul style="list-style-type: none"> 書籍、印刷物、手紙(フォントが16pt以上またはエンボス加工物) 触覚地図 	<ul style="list-style-type: none"> 点字で書かれたまたは印刷されたもの 視覚障害者のための特別な紙の出荷 	-	<ul style="list-style-type: none"> 7kgまでの点字によるすべての郵便物
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究を主たる目的とする団体が発行する刊行物 	-					
約款等	点字等	-	<ul style="list-style-type: none"> 読み物、楽譜 レコード、テープや音響再生のために必要なものの 再生装置等 	<ul style="list-style-type: none"> テープ、レコーダー、CDなど視覚障害者が利用している録音媒体 視覚障害者のための団体が利用している録音媒体、特殊な紙 	<ul style="list-style-type: none"> 音声媒体、ビデオ媒体等 視覚障害者が使用する器具(音声再生・録音器具読み上げ機能付き書籍、新聞等) 	<ul style="list-style-type: none"> 音声等を録音したカセットテープ、USBフラッシュメモリー、CD-ROMなど 16pt以上又はそれと同等な大きさで書かれた視覚障害者又はその機関の間で発行される作品 	<ul style="list-style-type: none"> 点字のドキュメント 音声等を録音したカセットテープ 視覚障害者の認定組織から送付される点字等のペーパー 	-
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 教科用図書等は3kg以下 	-					
料金規制	点字等	認可	法定	政省令等の規定	法定	法定	なし (料金は自社で設定)	法定
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	認可	-					

※法律上の根拠

アメリカ:合衆国法典第39編第34章第3条

カナダ:Materials for the Use of the Blind Regulations

イギリス:2011年郵便サービス法第3章第31条

フランス:郵便・電気通信法典Article L3-2

イタリア:DECRETO DEL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA 12 gennaio 2007, n. 18

諸外国の郵便制度比較④(主な特殊取扱)※1

	日本	米国	カナダ	フランス	イギリス	ドイツ	イタリア
書留	書留	Registered Mail	Registered Mail(※2)	Lettre recommandée (※2)	Royal Mail Special Delivery Guaranteed	Einschreiben(※2)	Posta Raccomandata, Posta Raccomandata 1
引受時刻証明	引受時刻証明	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)
配達証明	配達証明	Certified Mail	Registered Mail(※2)	Lettre recommandée (※2)	Royal Mail Signed For® 1st Class	Einschreiben(※2)	Spedire in Italia – Posta Raccomandata 1 con Prova di Consegna
内容証明	内容証明	(サービスが確認できない)	Xpresspost™ Certified Prepaid Envelope	Prêt-à-Recommander suivi	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)
特別送達	特別送達	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	(サービスが確認できない)	Postzustellungsauftrag	SERVIZI INTEGRATI – SIN (SERVIZIO INTEGRATO NOTIFICHE)
速達	速達(※3)	Priority Mail Express	Priority	Lettre prioritaire	1st Class Mail	DHL Express	Spedire in Italia – Posta1

※1 色を付けたサービスはユニバーサルサービス義務の対象となっているサービス。カナダについては、ユニバーサルサービスの定義及び範囲について定めておらず、カナダポストサービス憲章において週5日、書状と小包の収集・配達を行うことを規定している。

※2 書留と配達証明を兼ねたサービス。

※3 速達は任意の特殊取扱。